

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 二月 二十七日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指定年月日
もとだクリニク	鳥取市国府町宮下一一六五番地	令和七年四月十六日
博愛こども発達・在宅支援クリニック	米子市両三柳一八八〇番地	令和七年四月一日
智頭町山形診療所	八頭郡智頭町郷原二六三番地一	〃
江府町国民健康保険俣野診療所	日野郡江府町大字俣野六九〇番地一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 二月 二十七日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指定年月日
よしざわ歯科医院	鳥取市南吉方三丁目五一八―一	令和七年四月十六日
清水歯科クリニック	米子市宗像九四六―一	令和七年四月四日
かず歯科医院	米子市三本松二丁目一三―二三	令和七年四月十四日
おかもと歯科	米子市皆生温泉一丁目一―三四	令和七年四月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 二月 二十七日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なのはな薬局	鳥取市雲山一一三番地二〇	令和七年四月三日
よつば薬局	鳥取市里仁五三番地七	令和七年四月二日
もみじ薬局	鳥取市国府町宮下一一六五番地三	令和七年四月十六日
おうちだに薬局	鳥取市大工町頭二九番地	令和七年四月一日
福生薬局	米子市皆生三丁目六番一号	〃
なんぶ薬局	西伯郡南部町阿賀字平塚二〇二番一	令和七年四月二十一日
おおくに調剤薬局	西伯郡南部町倭三九七―二〇	令和七年四月一日